

令和4年 教育委員会第20回定例会 会議録

日時 令和4年11月22日（火） 午後3時00分～午後4時12分
場所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【指導課】

(1) 議案第32号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

【子ども総務課】

(1) 議案第33号「教育事務に関する議案の意見聴取」

(2) 議案第34号「千代田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」

第 2 報告

【子ども総務課】

(1) 教育委員会事務局の人事異動について

(2) 令和4年度第4回区議会定例会案件の報告について

【学務課】

(1) 令和5年度入学 中学校学校選択結果報告について

(2) 令和5年度入学 神田一橋中学校（通信教育課程）の出願状況について
(口頭報告)

【指導課】

(1) いじめ・不登校・白鳥教室の状況（10月）

第 3 その他

【子ども総務課】

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田（12月5日号）

出席委員（5名）

教育長	堀米 孝尚
教育長職務代理者	金丸 精孝
教育委員	長崎 夢地
教育委員	俣野 幸昭
教育委員	佐藤 祐子

出席職員（11名）

子ども部長	亀割 岳彦
教育担当部長	佐藤 尚久
子ども総務課長	大谷 由佳
教育政策担当課長	原水 珠代

副参事（特命担当）	大塚 光夫
子ども支援課長	湯浅 誠
指導課長	山本 真
児童・家庭支援センター所長	吉田 啓司
子ども施設課長	赤海 研亮
学務課長	大塚 立志

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（2名）

総務係長	江口 友規
総務主査	高橋 祐樹

堀米教育長	<p>開会に先立ち、傍聴者から傍聴申請があった場合は、傍聴を許可することとしますので、ご了承ください。なお、新型コロナウイルスの感染予防のため、傍聴は隣の教育相談室に備えているテレビモニターで行っていただきますので、ご承知おきください。</p> <p>ただいまから令和4年教育委員会第20回定例会を開会します。</p> <p>本日、教育委員は全員出席です。</p> <p>今回の署名委員は、金丸委員にお願いします。</p>
金丸委員	はい、分かりました。
堀米教育長	議事日程に先立ちまして、オンラインで出席している幹部職員の点呼を、子ども総務課長、お願いします。
子ども総務課長	<p>はい。子ども総務課長です。</p> <p>本日、幹部職員のうち議場出席しておりますのが、子ども部長、教育担当部長、学務課長、指導課長、そして私の子ども総務課長です。</p> <p>オンライン出席している幹部職員は、私が職名を呼び上げますので、返事をお願いいたします。</p> <p>それでは、呼び上げます。</p> <p>教育政策担当課長。</p>
子ども政策担当課長	はい。教育政策担当課長、原水です。よろしくお願いいたします。
子ども総務課長	子ども支援課長。
子ども支援課長	子ども支援課長、湯浅でございます。よろしくお願いいたします。
子ども総務課長	はい。
	児童・家庭支援センター所長。
児童・家庭支援センター所長	児童・家庭支援センター、吉田です。よろしくお願いいたします。
子ども総務課長	はい。
	子ども施設課長。

子ども施設課長	はい。子ども施設課長、赤海です。よろしくお願いいたします。
子ども総務課長	はい。 九段中等教育学校経営企画室長。
九段中等教育学校経営企画室長	はい。九段中等、大塚です。よろしくお願いいたします。
子ども総務課長	はい。以上のおりの出席状況でございます。 なお、本日、議案として上程させていただくものですが、17日未明の労使交渉妥結を受けて議案を作成した都合で、事前の議案資料の送付ができませんでした。申し訳ございませんでした。本日の資料につきまして、この会が終わってから皆様にお送りしますので、質問等ございましたら、事務局のほうにお問い合わせいただければと存じます。 以上です。

◎日程第1 議案

指導課

- (1) 議案第32号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

子ども総務課

- (1) 議案第33号「教育事務に関する議案の意見聴取」
(2) 議案第34号「千代田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」

堀米教育長	それでは、日程の第1、議案事項に入ります。 議案第32号、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、指導課長、説明をお願いします。
指導課長	はい。指導課長です。 それでは、私から、議案第32号、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。 令和4年の特別区人事委員会勧告の概要につきましては、11月8日の本委員会でご報告申し上げたところでございます。今回は、先ほどもお話がありましたけれども、11月17日未明に区長会と特別区職員労働組合連合会及び東京清掃労働組合との労使交渉が妥結に至りましたので、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正するものとなります。 資料といたしましては、議案文。第32号として第1条及び第2条の改正後の給与表を記載しているもの。それから、条文の新旧対照表。そして別表1として給与表の新旧対照表。そして説明のための資料がございますけれども、今お示ししておりますこの説明のための資料を基に説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 項番1、改正趣旨については、令和4年の特別区人事委員会勧告を踏まえ、職員の給与水準を社会経済情勢の変化に対応させるため、職員の給料表、期末手当及び勤勉手当の支給月数を改めるものとなります。 項番2、改正概要の改正点につきましては、給料月額の上上げと勤勉手当

の支給月数の改正。3月の期末手当の廃止となります。

改正条例につきましては、第1条と第2条で構成しておりますけれども、まず(1)第1条関係ですが、まず初めに、給料に関しまして、公民格差となっている0.24%を解消するため、初任給及び若年層の給料表を引上げ改定するものとなります。また、勤勉手当に関しましては、令和4年度の勤勉手当支給月数の改正といたしまして、令和4年12月支給の勤勉手当支給月数を0.1月引き上げる改正を行うものとなります。引上分につきましては、勧告のとおり、勤勉手当に割り振るものとなります。

次に、項番2、改正概要の(2)第2条関係ですが、期末手当及び勤勉手当として、令和5年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改正として、令和5年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給の改正を3月期末手当を廃止いたしまして、6月及び12月の支給となるように配分して、改正を行うものとなります。

資料裏面をご覧ください。裏面の表、一番上の一般職員を例に取りますと、第1条で令和4年12月期の勤勉手当1.025月を1.125月に改め、6月期と3月期の期末勤勉手当と合わせ、年間4.55月とするものでございます。

第2条では、令和5年度以降3月期の期末手当を廃止し、3月期に支給していた0.25月分を6月期と12月期の期末手当が均等になるよう配分し、おのおの1.2月とするものでございます。また、6月期と12月期の勤勉手当をおのおの1.075月と均等に配分する改正を行うものでございます。

なお、施行年月日ですが、資料表面、項番2、改正の概要に記載がございます。給料及び令和4年度の勤勉手当の支給月数の改正につきましては公布の日、令和5年度以降の期末手当及び勤勉手当支給月数の改正につきましては令和5年4月1日となります。

項番3、新旧対照表につきましては、別紙のとおりとなりますので、ご確認ください。

私からの説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

何かご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

はい。金丸委員。

金丸委員

そうしますと、施行の年月日の関係からすると、令和5年の3月の期末手当というのは、これは支給があるというふうに理解すればよろしいですか。

指導課長

はい。指導課長です。

おっしゃるとおりです。

堀米教育長

ほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長

それでは、これは議案ですので、採決を採りたいと思います。

賛成教育委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

堀米教育長

全員賛成により可決されました。

続きまして、議案第33号、教育事務に関する議案の意見聴取について、異議なしの旨の回答をすることにつきまして、子ども総務課長、説明をお願いします。

子ども総務課長

はい。子ども総務課長です。議案第33号、教育事務に関する議案の意見聴取についてご説明いたします。

11月22日付で総務課より議案に対する教育委員会への意見聴取がございました。意見聴取があった議案は、令和4年第4回区議会定例会に急施で上程する予定の議案で、3つございます。1つ目が、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。2つ目が、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例。3つ目が、先ほどご議決いただきました幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。これらの条例の1番目と3番目は、前回の定例会でご報告させていただきました人事委員会勧告が勧告どおり妥結したもので、それに伴う改正でございます。

まず、1つ目の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、先ほどご説明がありまして、令和5年度から3月の期末手当を廃止して、6月及び12月支給の期末手当及び勤勉手当の支給月数を均等に配分するという改正の内容で、会計年度任用職員においては、6月、12月とも同じ月数支給となり、来年度は1.20、合計2.40月の支給を予定しているところでございます。こちらの施行は令和5年4月1日からの施行でございます。

続きまして、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

こちらは、国家公務員の期間業務職員における取扱いを踏まえ、フルタイム会計年度任用職員等の退職手当の支給要件の緩和を行うものでございます。常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日が「18日」以上と今要件で定義されています。その条件が、例えば一月の勤務日数があらかじめ20日に満たない場合には、20日と当該20日に満たない月、例えば18日しか勤務日数がなかった場合、その差に相当する日数を減じた日数以上に緩和する。要は、18日しか勤務日数がなかった場合、20日に満たないその2日分を差し引いた18日に緩和するというようなものでございます。これを「職員みなし日数」として退職手当を支給できる月数に加えるという規定でございます。ちょっとこの文章上だと、詳細を読まないとならないような内容で、本当に申し訳ございません。そういうような内容となっております。

現在、本区にはフルタイムの会計年度任用職員はおりませんが、そのような職員が生じた場合への規定整備となっております。いずれにしま

しても、当該職員に特段不利益になるような改定ではなく、逆に利益になる改定です。

議案についての説明は以上となります。

続いて、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、先ほどご議決いただきましたので、説明を割愛させていただきます。

議案第33号に関するご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

この3点についての意見聴取ということでございます。

いかがでしょうか。何かご質問がありましたらお願いいたします。

金丸委員

質問ではないのですが、一応確認をよろしいでしょうか。

堀米教育長

金丸委員。

金丸委員

先ほど議決をしたことについて、異議はないということの確認をここでやっていくと。形としては、ここで議決した内容というのは何かというと、区長もしくは区長部局に対してそういう内容で議案をつくってくださいという申入れで、それに基づいて議案がつくられたそれについてこれに異議がないという、そういう通知をする、そういう理解でよろしいのでしょうか。

子ども総務課長

すみません。子ども総務課長です。

それがちょっと漏れておりました。そういう事務の流れになってございます。

堀米教育長

異議がなければということです。賛成ということです。

これはではよろしいでしょうか、ほかにご質問ありますでしょうか。

(なし)

堀米教育長

それでは、これは議案ですので、採決を採らせていただきます。

賛成の教育委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

堀米教育長

はい。全員賛成により可決されました。

議案第34号、千代田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則につきまして、子ども総務課長、説明をお願いします。

子ども総務課長

議案第34号、千代田区教育委員会公印規則の一部を改正する規則につきましてご説明をいたします。こちらも前回の教育委員会でご協議いただいたものでございます。

改正理由につきましては、そこに記載のとおり、印影の電子計算機器による処理、以降「電子公印」と呼びますけれども、現在はその電子公印は小様式文書用と専用印に限定しておりましたが、電子化することで事務の効率化、簡素化を図ることができるというところで、教育委員公印（本印）と教育長印（本印）以外は電子公印の対象から除いて、そのほかについては電子公印に加えていくというような改正になってございます。

そこに記載のとおり、今回この改正により、校長印を押印している、例え

ば「修了証」であるとか各学期末に出力する通知表であるとか、こちらの書類についても、電子公印での使用が見込まれるということでございます。

こちらについて、前回ご説明させていただいて、こちらの新旧対照表上です、ご質問があったところですが、まず、11条関係のところ、一番下のところです。この公印の管守については、従前は右側にありますとおり、封印しておかなければならないというような規定であったのですが、その主語が不明確だということで、当該容器を施錠しておかなければならないというような内容に変更してございます。

また、前回こちらの別表第1のところのこの同という表現について、どこの同だか分からないということで、その前の行を削除して省略していた関係で見えなくなっていたので、前の行については特段修正はないのですが、とも示させていただいて、篆書について同であるとか、こちら各児童館長が同であるとかというような分かるような新旧対照表に修正をさせていただいて本日上程したところでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

堀米教育長

はい。ありがとうございました。

前回にご審議いただきましてご意見を頂戴したところを、修正または加筆させていただいたということでございます。

これにつきまして、何かご質問があったらお願いいたします。

金丸委員

質問とは言えないのですけれども。

堀米教育長

金丸委員、どうぞ。

金丸委員

イメージだけなのですけれども、例えば通知表などの場合に、今までは校長が押していたものを電子で処理ができるというふうになるけれども、その処理された書面そのものは、今までと見た目では変わらないのですか。

堀米教育長

はい。

子ども総務課長

子ども総務課長です。

見た目と変わるかといったら、色とかが黒く出力される場合においては、ちょっと見た目は変わるかもしれないです。

金丸委員

赤くつくわけではないのですか。

子ども総務課長

一応、今のところ赤くします。

堀米教育長

通知表には印はまだある。廃止ではなかった。卒業証書は。

子ども総務課長

卒業証書はこれになります。

卒業証書は赤い、ほかの手続で赤く、印刷できるような仕組みになっておりまして。

堀米教育長

そうですね。

子ども総務課長

こちらは電子公印という形で、この規定に基づいて押すというか、処理をする内容になっています。

堀米教育長

もちろん、修了証ぐらいでしょう。修了証のところに印が押されるということですね。

子ども総務課長

一応、現行、校長会のほうから伺っているのは、修了証と各学期末の通知

表と伺っております。それについて簡素化したいので、電子公印化をという要請を頂いております。

金丸委員 今のお話と丸々かぶるのですけれども、卒業証書はこれに入るか入らないかということは、この規定上からは読めないのですか。

子ども総務課長 この規定と別の手続で、それは賞状の中に刷り込み印刷をしているという形になります。

金丸委員 いや、要するに、ここで文言上、電子でやるということが書いてあるではないですか。そのどういうのが例かといったら、通知表だとかと書いてあるわけですが、卒業証書はこれに対応しない別のものだという、別の何か規定か何かがあるのですか。

堀米教育長 この中に卒業証書の項目はないということですか。

金丸委員 はい。卒業証書の項目はないのですけれども、それが無いから対象にならないと読んでいいのかが、いま一つよく分からなかったものですから。

堀米教育長 どうぞ、子ども総務課長。

子ども総務課長 一応こちらできる規定になっているので、この規定にのっとってやるという手続にすれば、それはそれで可能ではございます。

金丸委員 できる規定になっているから卒業証書についてはしないという対応をするのだという趣旨ですか。それとも将来的にはできるけれども、当面の間はしないという。

子ども総務課長 そうですね。そういう要望であったという状況でございます。

金丸委員 実際の卒業証書は押しているのですか。

子ども総務課長 刷り込みだと思います。

堀米教育長 刷り込みでしょう。手押しよりはいい面では失敗がないということです。相当あれは気を遣いながら押していますから。時間をかけて。

金丸委員 そうですね、相当な。大変ですものね。

堀米教育長 そうですね。薄くなったりずれると大変なので、枠組みをしっかりとそこに残すような、そんな手順でということですか。

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長 それでは、議案ですので採決を採らさせていただきます。
賛成の教育委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

堀米教育長 はい。ありがとうございます。
全員賛成により可決されました。

◎日程第2 報告

子ども総務課

- (1) 教育委員会事務局の人事異動について
- (2) 令和4年第4回区議会定例会案件の報告について

学務課

- (1) 令和5年度入学 中学校学校選択結果報告について
- (2) 令和5年度入学 神田一橋中学校（通信教育課程）の出願状況について（口頭報告）

指導課

- (1) いじめ・不登校・白鳥教室の状況（10月）

堀米教育長	それでは、日程第2、報告事項に入ります。 教育委員会事務局の人事異動につきまして、子ども総務課長、説明をお願いします。
子ども総務課長	教育委員会事務局の職員の人事異動が11月1日付と15日付でございましたので、ご報告をいたします。 まず、一番上にありますとおり、子ども部子育て推進課子育て推進係長に新型コロナウイルス予防接種担当係長が、横転で発令を頂いております。それに伴いまして、子育て推進係長のほうが子育て推進課の担当係長に横転発令が出ております。 続きまして、兼務発令でございます。11月15日付で子ども総務課の事業担当係長に子育て推進課の担当係長の兼務発令が出ている状況でございます。 ご説明は以上です。
堀米教育長	はい。教育委員会事務局の人事異動について、 <u>話</u> がありました。
金丸委員	これについては何かご質問はありますでしょうか。よろしいでしょうか。 ちなみに、よろしいですか。余分な話ですけれども、新型コロナウイルス予防接種担当係長は、要するにもういなくなるわけですけれども、それにまた別の方が就くという形の処理は、向こうのほうでは出てくるのですか。
堀米教育長	子ども総務課長。
子ども総務課長	子ども総務課長です。 今回、新型コロナウイルス予防接種担当係長は複数名おまして、この業務が少し一定程度一段着いたというところで、お一人、ほかの部で活躍していただけるということでございます。
堀米教育長	よろしいでしょうか。
金丸委員	はい。
堀米教育長	それでは、続きまして、令和4年第4回区議会定例会案件の報告につきまして、子ども総務課長、説明をお願いいたします。
子ども総務課長	子ども総務課長です。 第4回定例会の日程案のほうをこちらに投影してございます。 まず、9日に告示がございまして、16日、招集挨拶がありまして、今、発言通告が出ていて、24日、25日に本会議で代表質問、一般質問が行われる予定でございます。その後、地域文教委員会は11月28日、その後、公共施設調査・整備特別委員会のほうが12月1日にあります。そのほかの特別委員会も12月1日、12月2日で行われる予定です。

今回、議案として補正予算を計上予定でございますので、間になります
が、11月30日に予算特別委員会が開かれる予定でございます。その後、後半
です。12月7日に地域文教委員会が開かれて、一応12月12日に継続会とい
うところで予定しております。

続きまして、区長の招集挨拶でございます。

区長の招集挨拶につきましては、今回は、目次にありますように、新型コ
ロナウイルスの第8波に向けた対策と物価高騰対策、基本構想策定に向けた
検討状況とDXの進捗、議案となっております。その中で、子ども部関係
が関係しているところは、物価高騰対策についてでございます。前回の教育
委員会のほうでもご説明させていただきましたが、物価高騰対策としてはエ
ネルギー価格の上昇とか円安の影響により、月を追うごとに光熱水費をはじ
め、様々な物価が上昇しているという状況でございます。今回、子育て世帯
の経済的負担を軽減するための経費として、18歳以下の子どもを持つ全ての
保護者に対して、子ども1人当たり5万円を給付すること。また、各施設、
区立施設とか指定管理施設において光熱水費の不足が見込まれますので、そ
れについても補正予算を計上するというような内容が招集挨拶のところに掲
げてございます。後ほどごゆっくりご確認ください。

加えまして、発言通告の状況についてでございます。今回も発言通告を頂
きまして、子ども部関係の質問が多く出ております。子育て支援の考え方や
学校健診のPHRの推進であるとか、あと教育ビジョンの策定について。障
害・医療的ケア児のご家庭へのサポート体制ですとか、バス等で子どもの置
き去り事件がございましたので、子どもの安全対策について。あと、デフリ
ンピック東京が2025年に開かれるので、そのこと。また、児童福祉法の改正
に伴いまして、本区にとってよりよい支援の在り方についての見解である
とか給食費の無償化関係、また食品ロスですとかというような質問がたくさん
出ております。後ほどご確認いただきたいと思います。

また、次回の教育委員会のほうで、通告に対する答弁についてもお示しさ
せていただきますので、よろしく願いいたします。

説明は以上です。

堀米教育長 はい。報告させていただきましたが、この件について何かご質問があつた
らお願いいたします。

金丸委員。

金丸委員 この代表質問の中で、1ページに、新たな基本構想の策定に向けた検討状
況についてという項目があるのですけれども、新たな基本構想というもの
の中に、例えば教育ビジョンだとか、そういうものも入ってくるのか、それは
この中には入っていない別の問題なのか、その点はどうでしょうか。

堀米教育長 はい。子ども総務課長。

子ども総務課長 はい。子ども総務課長です。

基本構想は区の全体の基本構想になりますので、そこに組み込まれるとい
うことではないのですが、それにひもづくものというか、その考え方を踏ま

堀米教育長
子ども部長

えた上での教育と文化の大綱という形になるかと存じます。

子ども部長。
すみません。子ども部長です。

追加させていただきますと、区の最上位計画として基本構想が、新しい樋口区長になって初めて策定するというものになります。今回は、各分野において区民の10年後の姿を描くという抽象的なところを位置づける最上位計画になりますので、構造としてはそれが頂点に来て、分野別計画と呼んでいるのが、各部がつくるそれぞれの計画です。福祉総合計画、うちで言うと、教育ビジョン、大綱というものがそれに位置づけられて、中間的な位置づけとしてそういう分野別計画として位置づけられる。その下に予算事業があって、サービスを展開することが必要になりますので、この構想の中ではビジョンがどうのこうのは書かないのですけれども、この構想を見据えて、連動するようにビジョンを変えていかなくちやいけないということはあるかもしれません。

金丸委員

変な言い方ですけども、その構想が決まっていないうちに、この前の教育ビジョンは決まらない。

子ども部長

そうですね。

金丸委員

案は見せていただきましたけれど、あれは本当は出てこないのですね。

子ども部長

そのとおりです。

金丸委員

ということですか。

子ども部長

そのとおりですが、策定で、同時並行で情報はもらって、方向性は共有していますので、それを踏まえた形で同時並行で策定しているという形です。

堀米教育長

よろしいでしょうか。

金丸委員

はい。

堀米教育長

よろしいですか。では、次へ行きます。

続きまして、令和5年度入学 中学校学校選択結果報告につきまして、学務課長、説明をお願いします。

学務課長

はい。学務課長でございます。それでは、令和5年度入学 中学校学校選択結果につきまして、学務課資料に基づきご報告させていただきます。

項番1をご覧ください。令和5年度に中学校に入学予定の区民554名に申請書をお送りした結果、麴町中学校は298名、神田一橋中学校は176名の選択の回答がございました。昨年度は、麴町中学校330名、神田一橋中学校157名であったため、2校のアンバランスというかバランスは解消傾向となっております。昨年度の最終的な入学者については、表の一番右側の人数となっております。

次に、項番2の申請時の、申請書の発送時に調査をした、学校選択に当たってのアンケート結果をご覧ください。選択理由としては、2校とも「自宅から近い」と回答した方が一番多くなっており、「教育活動の特色」が気に入った、が2番目、そういった順番となっております。

なお、実施したアンケート用紙、実際どういったものをお送りしたのかに

つきましては、こちら裏面のとおりに掲載してございます。ご覧いただきたいと存じます。

今回の選択結果やアンケート結果につきましては、各中学校と情報共有を行い、今後魅力ある学校づくりをはじめ、学校運営に生かしていきたいと考えています。

続きまして、口頭報告になりますが、神田一橋中学校通信教育課程の出願状況についてご報告をさせていただきます。

令和5年度の生徒募集につきましては、去る10月17日から11月18日まで出願を受け付け、本科生の出願者はございませんでしたが、別科生は3名の出願がありました。また、本年度学んでいただいている別科生15名の方に令和5年度について意向を確認したところ、12名の方が更新し、来年度も学びたいということを確認いたしました。

なお、今後の日程でございますが、12月3日土曜日に入学者選考を実施し、新規入学者を決定する予定となっております。

ご報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

堀米教育長 はい。2点ございました。中学校の学校選択結果報告と神一の通信教育の出願状況ということでございました。ご質問がありましたらお願いたします。

長崎委員。

長崎委員 中学校の選択のアンケートの結果ですけれども、その他だったり、記述式の部分はどういう形で書かれていたかというのは、教えていただけますか。

学務課長 はい。学務課長です。

その他の、主にあった意見です。「祖父母、親の母校だから」。「きょうだいが通っているから」。「仲のよい友達が進学したから」。それから、「知人の中学生に選んだ中学校の学校生活を聞くと、楽しいと答えていたから」。主立った意見として、そういったことが書かれてございました。

長崎委員 分かりました。

堀米教育長 ほかにございますでしょうか。

金丸委員、どうぞ。

金丸委員 同じように、この3番の、「2でアまたはイを選択した方に伺います」で記述式になっていますが、概略としてどんな意見があったのですか。

堀米教育長 学務課長。

学務課長 アとイを選択した、これは例えば、アを選択したところでは、「自由な校風」、「総体としてのんびりした校風」。それから、「アフタースクール、学校担任制」、「定期テストではなく単元テストを採用している等、独自の取組」。「よい意味で先進的過ぎない、普通の雰囲気のある学校で、安心感がある」。

それから、イの消極的選択では、「校風が自由過ぎる。義務教育期間中は規律を守ることを学んでほしい」、「生徒が多過ぎる」、「校風が厳しそう」、そういったことが寄せられております。

金丸委員	主立ったところでございますが、以上です。
堀米教育長	ありがとうございます。
	ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。
	(なし)
堀米教育長	はい。
	それでは、続きまして、いじめ・不登校・白鳥教室の状況(10月)につきまして、指導課長、説明をお願いします。
指導課長	はい。指導課長です。それでは、令和4年10月のいじめ・不登校・白鳥教室の状況について報告いたします。
	いじめにつきましては、前回の報告では、今年度の累計が23件でしたけれども、10月に新規1件が追加となりまして、未解消が19件、前回解消が3件でしたが、解消が2件ございまして、今年度の解消が5件となり、累計として24件となっております。
	新規に報告されたいじめの態容としましては、「冷やかしやからかい、ひどくぶつかられたりたたかれたりする」が1件となっております。
	続いて不登校についてです。4月からの不登校が主な理由である欠席、出席停止日数の合計が30日を超えたのは、10月末の時点で、小学校が32名、中学校、中等教育学校が39名、合計71名となっております。
	転学等で当月の数に含まれていないものを合わせますと、今年度のこれまでの累計は79名となっております。
	最後、白鳥教室の利用状況についてです。10月の利用者は17名。登録者数は先月末から1名増え、26名となりました。引き続き、児童・生徒が安心して安全に通うことのできる学校づくり、居場所づくりに向けて、学校や白鳥教室と連携しながら取り組んでまいります。
	本件については以上です。
堀米教育長	はい。本件につきましてご質問ありましたらお願いいたします。
	よろしいでしょうか。
	(なし)

◎日程第3 その他

子ども総務課

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田(12月5日号)

堀米教育長	はい。それでは、日程第3、その事項に入ります。教育委員会行事予定、広報千代田(12月5日号)につきまして、子ども総務課長、説明をお願いします。
子ども総務課長	教育委員会行事予定表につきましては、11月22日から1月4日まで予定を配らせていただいています。今年度は12月27日まで定例会がございますので、ご予約をお願いします。

あと、教育委員が出席していただくものについては、一番右側の表に「教育委員出席」と記載がしてございます。そのほか、ご覧になっているもので出席と書いてあるものは、指導課のほうにご連絡いただきたいと存じます。

続きまして、広報千代田（12月5日号）についてご説明いたします。

子ども部からは3点、これは定例のものになります。子育てサポートが受けられる利用会員登録説明会と、「親と子の絆プログラム」ノーバディズ・パーフェクトとベビママの会の案内。もう一つ、学務課から、就学援助に関するご案内で、合計4件、子ども部から依頼をかけてございます。そのほかは地域振興部からの原稿となっております。

それで、12月5日号と12月20日号については、年末年始、休館等の情報の一覧も載る予定でございます。広報千代田が発刊した暁には、原本のほうもご確認いただきたいと存じます。

ご報告は以上です。

堀米教育長 はい。行事予定表と広報千代田について、ご質問ございましょうか。

金丸委員、どうぞ。

金丸委員 予定表の中で、12月20日に、英語合宿、ブリティッシュヒルズと書いてありますけども、これは九段中等教育学校が行くということですか。それとも、麴町中学校や神田一橋中学校も対象になっているのですか。

堀米教育長 それは。

子ども総務課長 九段中等教育学校でございます。

堀米教育長 ここに書いてあります行事予定はあくまでも参考ということで、ご出席をお願いしたいのは「教育委員出席」と、そういうふうになっております。ご出席できる、書いていなくてご出席していただけたところは、また指導課にご連絡いただく形をお願いしたいと思います。

では、よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長 はい。ありがとうございます。

それでは、教育委員会から情報提供ということでお願いします。3名の委員さんから情報提供がございました。

金丸委員からよろしいでしょうか。

金丸委員 11月15日に日経新聞の35面でかなり大々的に不登校の問題が書いてあって、1つは文部科学省の通知でICTを活用した自宅学習を出席扱いにできるという記事になっているけれども、これは校長の判断に任せられているのだということですが、鳥取県の教育委員会がそのハードルを大幅に下げて、不登校児の支援事業を改正して、ICT学習教材へのログインをするだけで出席としたということがあって、これがそのまま千代田区で使えるかどうかはともかくとして、というのは、不登校は原因がいろいろとあって、指導課長のこれまでのご報告でも、千代田区ではほかの理由が大きくて、ICTで配信すれば聞いてくれるかどうかよく分からないですから、そこをチェックしなければいけないだろうとは思いますが、いろいろな意味で、学

習の機会を提供するという意味では、検討の余地はあるのだろうと思って、情報提供させていただきました。

次に、これのほうがある意味ではもっと大きな問題で、11月17日に山口県の公立中学校で、子どもたちに配付されたタブレットを子どもが教室に忘れたのですか、それを多分教室を見て気がついた先生が教員室に持って行って、録音がオンになっていると知らずに、子どもたちの噂話か何かをして、それが原因となって、ショックを受けて登校できなくなってしまった子どもがいるということなのです。非常に、多分、ある意味でのケアレスミスだろうとは思いますが、確かに起こり得ることかという意味では、何らかの形でこういうことがないように注意していただくことがよろしいかと思いました。

それから、先日、東京書籍の冊子に書いてあった、9月12日の日本教育新聞の引用は、3件、気になったのがありまして、1つは奈良県教育委員会、県立高校の教員について、新型コロナウイルス感染症が原因で自宅待機を求められている場合、自宅から授業配信を行う在宅勤務を可能とする方針を出したということで、これは中学校ではなくて高校かもしれませんが、九段中等教育学校で同じことが言えるかもしれないと。ただ、これ、単に、自宅待機ではなく、多分、陽性になったわけではないけれども、陽性者との接触で自宅待機になった人を対象にしているのだろうと。そうでないと、病気になった人に、病気を仕事をしろということになるものですから、そういう趣旨だろうと読みました。

それから、次に、職員の生産性を向上させるため、福岡市は教職員を含む教員について、勤務終了時から次の勤務時まで11時間は空ける、勤務間インターバルというものを導入すると発表した。これも、千代田区での実態がそういうものを導入しなければいけないかどうか、仕事の実態を教えてくださいたいかと思っています。

次に、熊本市の教育委員会は、インターネット上の仮想空間を活用して、不登校の、登校が難しい児童・生徒の学習などをサポートする事業を、早ければ10月からスタートすると。それも、先ほどのに少し似ていますが、いろいろな形で教育の知恵を与えるという意味では有意義だろうと思いつつ、他方で教材に対して、端末をオンにすれば、あとは放置していてもいいのかという問題もあるので、実際にこれを実施していくのはなかなか難しいかと思いつつ、情報提供として、まず申し上げます。

堀米教育長

ありがとうございます。情報提供がございました。

関連したことで、俣野委員さんからもありましたので、俣野委員、情報提供を、ではお願いします。

俣野委員

はい。先ほど金丸委員からもありましたけれども、私が危惧するのは、ICTで授業の機会があれば、それを出席扱いするということによって、登校してもらおうという努力が少し薄まってしまうのかとか、そのような感じがして、できれば、彼らに直接会って共通の経験を持つことというのは非常

に教育の中では大事だと思うので、そういう面で、やはり時間がかかっても学校に来る努力を怠らないというか、そういう、ICTだけで解決する問題ではないのかという感じを受けさせてもらったので、ぜひ、当区の場合、この辺を、やはり基本的には学校に、時間がかかっても来てもらうことが大切だと非常に思いましたので、その辺を少し申し伝えておきます。

11月7日にもやはり同じようなものが、これは産経新聞に載っていましたが、やはりそういう、ゆとりということで聞こえはいいのですけれども、できればやはり学校に来ることを最終目標にしておいていただけたほうがいいのかと思いました。当区の場合の対応というか、そういったものも何か考えられれば聞かせていただければと思います。

堀米教育長 よろしいですか。

俣野委員 はい。

堀米教育長 では、ここまでのところで、特に、文部科学省の考え方も少し関わってくるのかとは思いますが、現状で千代田区の対応と考え方を、では、指導課長のほうでよろしいですか。

指導課長 はい。指導課長です。それでは、まず不登校の件につきまして、簡単にご説明させていただきます。

記事にもございましたけれども、文部科学省が令和元年の10月に通知を出しております。それに伴いまして、東京都といたしましても、文部科学省の考え方に準じてという扱いで通知を出しているところです。

それには、ICTを活用して出席扱いとする条件として、7つ、記載がございます。訪問による適切な対面指導が実施できているかですとか、計画がプログラムになっているかですとか、そういったところが示されています。また、ここに該当するお子さんというのは、学校だけではなくて、学校外の公的機関ですとか民間の施設においても相談や指導を受けられない場合に限りということの記載もございますので、そういったお子さんが対象になるということに規定されてございます。

現状、区内でも校長先生方のご判断で相談をさせていただきながら、何名か、こういった扱いで出席という状況のお子さんもおっしゃいますが、やはり俣野委員が先ほどもおっしゃっていただいたことや、新聞の記載にもございますように、義務教育でオンライン学習を出席扱いとするところについては慎重に扱わなければいけないかと思っておりますので、校長先生方とまたご相談させていただきながら対応していきたいと思っております。

それから、2点目といたしまして、金丸委員から情報提供いただきましたタブレットの件ですけれども、確かに本区の児童・生徒に配付しておりますタブレットについても、録音機能としてついてございますけれども、ここにあるケースは非常にレアなケースといえますか、あつてはならないケースであろうと考えております。何らかの事情で録音機能が作動してしまったことも、ちょっと事情がよく分からないですし、職員室でこういった会話をする事自体がやはり考えなければいけないことかと思っておりますので、学校に対し

ては注意喚起をしていきたいと考えているところです。

それから、これも金丸委員からご指摘いただきましたインターネットの活用というところで、不登校がというところですけども、本区においても、白鳥教室ではタブレットを子どもたちは活用して学習もしているところではありますけれども、こちらについては少し詳細を確認してから、区としても考えていきたいかと思っているところです。

あと、働き方改革のところにつきましても、当区でも先生方お一人お一人の時間を把握することで働き方改革を呼びかけてはいるところですけども、引き続きできるように声をかけていきたいと思っています。

すみません。私からは以上です。

堀米教育長 あと、部活の地域移行についての千代田の現状を少し、現在の範囲で結構です。

俣野委員 11月17日の日経の夕刊に出ていたのですけれども、クラブ活動を地域移行で指導するということなのですけれども、今、当区の場合ですと、まだそこまでは行っていないと思うのですけれども、将来的にはどういう形にしていこうというか、そのような方向性というのは聞かせていただけたらと思いますけれども。

指導課長 はい。指導課長です。

こちらも、国や都でも言われておりますけれども、令和5年から令和7年までを集中移行期間ということであつたところでございます。本区においても、今後、令和5年度に向けて、外部人材の活用を含めた地域移行を3年間において進められるように動き始めたところです。

以上です。

堀米教育長 はい。よろしいでしょうか。

俣野委員。

俣野委員 では、すみません。例えば部活動の場合で、要するに今までは学校単位でやっていますよね。それが地域ということになると、例えばAという学校とBという学校を包括して、地域のクラブみたいなことになるということではないのですか。

指導課長 指導課長です。

他区においてはそういった事例もございますけれども、本区においては、基本的には学校単位ということで考えております。

俣野委員 ありがとうございます。

堀米教育長 地域移行ということではなくて、試合に出る人数が足りなくて、何校か合同チームをつくるということはありません。

俣野委員 なるほど。

堀米教育長 これについては、まず、基本的にはまだ学校単位で動いていますが、要は学校単位以外にクラブチームを大会に出られるような形を、今行っているということです。

あと、長崎委員からも情報提供がございましたら、長崎委員、お願いしま

す。

長 崎 委 員

はい。読売新聞での記事だったのですが、中学校で定期テストの廃止が今進んできていて、潮流としては麹町中学校だと思うのですが、単元テストをやるということで、麹町中学校も定期テストを廃止してから5年ということで、その辺の成果というかその辺はちょっと一度じっくり聞いてみたいという思いと、ただ、高校に行ったときとかには恐らく普通に定期テストとかもある学校が多いと思うので、そういったところの対応が麹町中学校を卒業した子たちがどう思ってやっていけるかというのをちょっと、卒業生とかの意見というか思いも少し聞いてみたいというのがあります。

ただ、定期テストが廃止になって、小テストが度々行われるということで、教育には負担が増えているような記事の内容だったので、その辺も含め、いろいろ見ていったほうがいいのかということと、あと、定着のために度々単元テストを行ったほうがいいのかもしれないし、ただ、定期テストのような大きなテストみたいなのを経験するというのはまた1つなのかとったりして、ちょっとすごく難しいのかと思って、麹町中学校の子どもたちの成績とか理解度みたいなものを、授業だけでその理解度がついているのか、それとももしかしたら学校が終わってからの塾とかのことで学習面を補っている分があったりすると、そこだけでまた踏れなくなってくるのかと。あと、取りあえずこの記事を読んで、そういえばこの話はどうなのかなというのがあったので、皆さんに共有しました。

以上です。

堀 米 教 育 長

はい。ありがとうございます。

テストは何のためにあるかということですよ。

長 崎 委 員

そうですね。

堀 米 教 育 長

成績をつけるためではありませんので、自分がどこを理解しているか、していないかというのを測る意味が本来のテストだと思うのです。ここに書いてあるように、一夜漬けで覚えたこともあるのですけれども、それも決して無駄な話ではないのだけれども、そこは知識の短期記憶を測っているだけであるかと私は思っています。ではなくて、本当の理解とは何かということを考えながら定期テストを考えなかったら、それと単元テストというのは妥当な線かと思うのですけれど、これについて、指導課長、何か見解がございましたら。

指 導 課 長

はい。指導課長です。

先日、議会でもご指摘いただきまして、麹町中学校が様々な改革をやってくださったことについて、成果ですとか課題ですとかについては、今後まとめていきたいと考えてございますので、その際にはまた皆様にお知らせしたいと思います。

堀 米 教 育 長

両方の生徒と私は接点があります。また、この際、卒業生はどう思っているのか、それぞれの学校で見てみたいかと思います。

これは情報交換ですから、委員さん方でもし何か感想があれば、いかがで

しょう。

金丸委員 今、教育長がおっしゃったように、いわゆる期末テストは、私は無意味だと思わないのです。無意味と思わないのは、それは一夜漬けができるベースがないと一夜漬けができないので。だから、逆に言うと、それまでの勉強を一夜漬けでたたき込むようなところがあって、だから、期末テストが無意味だとは到底思えないのです。

ただ、他方で、一夜漬けだけでやる人が本当にいるのですけれども、本当にそれで成績が取れないのです、実は。そのことを子どもたちが理解するといいと思います。

堀米教育長 昔、9教科あったのですけれども、知識が無駄になっていないです、そのときの知識が。だから、基礎的な知識がないと考える力がつかないので、ちゃんと教えることが大事だと。それが教育なのかと思うのですが。

あと、佐藤委員、何かございましたら、この辺について。

佐藤委員 はい。当区の麴町中学校のこの改革なのですけれども、フェアな、まだ参加されていないので、ここで役に立っても、それが違う高校に行ったときに、そういう大きなテストになったときに、子どもたちがどう対処できるか。ちゃんとやってきた子は、大きなテストであろうが小テストであろうが関係なくきちんとできると思うのですけれども、麴町中学校、中間、期末がないから行こうと行って、簡単な気持ちで行ってしまったというときは、高校になって、つらいかな、どうなのかなというのは、ちょっと知りたいと思うのです。

堀米教育長 テストがないわけではないですから、麴町中学校も。ちゃんとした評価をするための単元なりなんなりのテストはやっているのです、と思いますけれども。はい。ありがとうございました。

ほかに委員さん方からございますでしょうか。

金丸委員 先ほどお聞きしたら、それは千代田区でもあるという話もあったのですが、ちょっと申し上げますと、都内の公立小学校で、今年度当初、約50名、教員が欠員になった。夏休みが明けた後には約130名の教員が欠員という状況の中で、欠員になる理由はいろいろとあって、退職者の増加とか年度途中の補充は非常に難しい状況だということで、実は板橋区の教育委員会がハローワークに求人を出すという話を聞いて、実は飛び上がったのです。先ほどお話を聞いていたら、年度採用職員みたいなものについては千代田区でもあるような話はちょっとおっしゃったのですけれども、こういうような状況で、やはり先生という職業がすごくブラックな職業だというイメージが非常に高く、そこのところを解決しないと、実は教員も集まらないし、教員に教わる子どもたちも不幸なことになると思うので、私の感覚は、なかなか、例えば区みたいな地方自治体が意見を言うのは難しいとしても、その中の教育委員会みたいなところが、例えば23区が手を携えて、こういうような形にしてくれというような意見の具申を考える時期がもう来ているのではないかと。それは、親のクレームに対する対策をどうするかということも含めて、対策の場

合に、多分、今、あるいはいわゆるスクールロイヤー制度をもっと拡大して
いって、かなり早い時期からもう対応はスクールロイヤーに任せるようなこ
とにせざるを得ないと思うものですから、そのために費用を配分ということ
もありますし、それから、1つに、時間外勤務を少なくする一番強力なポジ
ションとしては、時間外手当をきちんと出すという、逆の意味の規定をつく
って、今の特給法でしたか、のようなものをやめてしまうことがあるかと思
うのです。そういうようなことを、うちだけではなくて、それこそ、例えば
東京都だったら、東京都23区全体の教育委員会それから市区町村の教育委員
会を巻き込んで、そういう運動を本当は起こさなければいけない時代が来て
いるのではないかと思います。

堀米教育長 ありがとうございます。

この間の23区の教育長会でも東京都教育委員会には、まず、新規採用を他
県に取られてしまうのです。日にちをずらせと言ったのですけれど、あと、
思い切ってやったら、前の年にやってしまう、新規採用を。免許を取れなかつ
たらそれはなしだけれども、そうすると、その後の1年はもうインターン
シップをやらせればいいと。そういった抜本的な考えをしていかないと、な
かなか教員確保というのは物理的に難しいのです。今は、だって、会社のほ
うが早いですから。7月、8月、最後、9月ですか、新規採用は、10月でし
たか、発表。

指導課長 そうですね。

堀米教育長 だって、内々定とか内定で民間が続々と決まっているのに、そこまで待つ
ていると。私が教えた学生は皆企業に行ったり、ほかの県に行ったりという
ことはあるので、やはり少なくとも東京都ですぐできるのは、日にちを、あ
るいは試験の選考日をずらすぐらいすぐにはできるだろうという話は、この
間、ちょっとしてきたばかりです。

俣野委員 企業も、本当に協定がなくなってから早いですから。

堀米教育長 早いです。あとはやはりブラックという。民間のほうがもっとブラックで
はないかと思う。サービス残業とか。教育公務員の場合、4%と、皆、残業
させられていると言っではいけないけれども、していますから、4%で、よ
く若い先生に言うと、コンビニの時給より安いのだと。実際にそのぐらい
に、働いている実働と給与を考えると、ということを行ったことがあるので
す。ご意見ありがとうございます。これについては。

金丸委員 時間外労働をたくさんやるのはしょうがないという考えではなくて、本
来、時間内で終わるようにするために、そういうことが起きたときには、そ
れだけのことをしなければいけない。だからそうしないようにするというよ
うな、そういう動きをやはりやるべきなのではないかと思っています。

堀米教育長 そうですね。あと、授業の効率化のために、事務のほうの、IT環境を整
える。

指導課長、来年度からでしたか。

指導課長 指導課長です。

出退勤等に関しましては、来年度から導入することで、出張等の手続等に関しましても簡略化されますので、大分事務の簡略化はできるかと考えております。来年度4月1日からです。

堀米教育長 特に、事務方がやっているのか、九段中等教育学校は別にして、副校長は大体、出退勤をやっている。

指導課長 そうですね。副校長がやることが多いですね。

堀米教育長 副校長が一番忙しいので。

金丸委員 そうですね。

堀米教育長 この辺を見ると、また管理職の部職とも関わってくるので、その辺は来年度からなるべくやっていきたいと思えます。

あと、今、区内では、3名ですか、5名ですか、欠員というか、いわゆる。直接的には影響がないけれども。

指導課長 指導課長です。

先ほどのお話の中で、年度当初で50人、担任が欠員だったというところに関しましては、年度当初は区内では担任の欠員状況は発生しませんでした。ただ、年度の途中で、それこそ産休・育休だったりですとか、家庭の都合でご退職された方だったりですとか、そういったところに正規の教員が担任として配置できないというような自体は発生しております。現在、2学級で発生しています。

堀米教育長 支障ないようにはやっていますけれども、定数的には今のところ2名足りないという。

多分板橋区のは、足りないからと、候補だと思いのです。免許を持っていないからできないですから。

金丸委員 そうですか。

堀米教育長 コンビニ、いわゆる普通の仕事と変わらない募集とは違って、こういう人はいますかという募集なのかと思えます。今、千代田区の現状としては、マイナスというか、定数が足りないのはマイナスかもしれません。特に、子どもたちに直接影響が出ることは、今のところないと捉えていただければと思います。

俣野委員 今のシステムなどは、例えば千代田区は、他区とか要するに東京のほかの区に比べて何かメリットがあるような待遇とか、そういうのはできないのですか。東京都全体で待遇を決めているというか、そういうことは難しいものなのですか。

堀米教育長 待遇は都の職員ですから同じですが。

俣野委員 同じで、何かプレミアムを千代田区がつけるとか。

堀米教育長 教育環境は千代田区は違うので、来る教員が多いのかと思うのですが、その辺、指導課長はいかがですか。

俣野委員 そういうことはできないのですか。

指導課長 はい。指導課長です。

待遇面で、給与ですとか、そういったところ、千代田区だけということは

できないのですけれども、やはり環境面といたしましては、ICTの充実ですとか質の高い教育環境ですとか、そういったところに関しては、他区よりは勝っているかなとは思いますが、そういった魅力で来ていただけるのかと思いますけれども。

堀米教育長 公募などは結構あると思います、教員公募。昨日の副園長さんもある区から来たのですが、非常に千代田区は素晴らしいと。私が聞いたからお世辞かも知れないですけれども、大変、千代田区は素晴らしいという評価はいただきました。

俣野委員 やはり東京の中だけでも、各自治体で競争だから、これは。配置は、都から全体でやられるのでしようけれども、やはり定着をよくするというのは、何かその辺のところ千代田区ならではのものができれば。

教育担当部長 保育士とか、あと福祉のほうの介護士、あちらも人手不足で、それは千代田区でいろいろ上乘せして、人を集めることになっています。

堀米教育長 いずれにしても、音楽の先生などに聞いても、やはり他区、または東京都全体から比べると、全く違うと。予算規模も違うし、非常にそういう意味では恵まれているという。ほかの自治体から来た教員は多くの方がそのように、ある意味では、だから、逆にこちらはそういうことも活用しながら、いい先生を千代田区に来ていただければありがたいと考えております。ありがとうございました。

事故報告はないですね、今日は。

長時間ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、教育委員会は閉会といたします。ありがとうございました。